

監査の結果に対する措置

平成29年度に実施した随時監査の監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

【監査の種類】

随時監査

(不納欠損)

【措置年度】

平成30年度

【監査結果】

今回の監査では、農業集落排水事業及び下水道事業ともに、債務者へ納付のお願い(使用料は委託業者が送付)、督促状(使用料は委託業者が送付)、催告書を送付するなどの債権回収に努めているものの、滞納処分や強制執行を行なった債権はなかった。

今後は、事務処理をより効率的に進めるために、債権の発生から消滅に至るプロセスとそれぞれの段階で講ずるべき措置などを詳細かつ分かりやすく定めた「滞納整理事務マニュアル」及び「滞納整理事務年間計画表」を作成し滞納事

務処理を進めていく必要がある。

また、使用料を私人に徴収委託することは、地方自治法施行令第158条第1項の規定により可能となっているが、「徴収委託に関する規則」を策定し、私人に委託する場合の取扱方法について必要な事項を予め定めおく必要がある。

債権の回収及び不納欠損処理について、長生郡市広域市町村圏組合水道部や委託業者との緊密な連携の基、財産調査、滞納処分及び強制執行等(支払督促含む)を図るなど、市民負担の公平性を確保するため、「あらゆる手段」を尽くして債権回収の徹底に取り組みきたい。

【措置内容】

農政課

滞納整理のための「債権管理マニュアル」及び「年間予定表」を作成し、債権の発生から消滅に至るプロセスとそれぞれの段階で講ずるべき措置などを定めた。また、使用料を私人に委託する場合の取扱方法については、契約書に

添付していた事務取扱要領に取扱方法を追記するなど業務内容を精査したうえで、「農業集落排水使用料徴収事務取扱要領」として整備した。

今後は上記の「債権管理マニュアル」及び「年間予定表」に基づき滞納者の対応に取り組み、市民負担の公平性を確保するため債権回収の徹底に取り組みでいく。

下水道課

平成29年度中に年間計画表を織り込んだ「債権管理マニュアル」を作成し、担当職員の業務への共通認識を図った。

事務処理の取決めとして契約書に添付していた「事務処理要領」を、業務内容を精査し、他市の徴収委託に関する規則を参考に「下水道使用料徴収事務処理要領」として見直した。

滞納処分の業務を行う担当職員に徴収吏員証を交付した。

「債権管理マニュアル」を活用し、担当職員による住民登録の照会及び財産の調査等を行い、臨戸訪問、催

告書の送付等下水道使用料の徴収率の向上を図る。

長生郡市広域市町村圏組合水道部及び下水道使用料の徴収委託業者と連携して、市民負担の公平性確保のため、

め、債権回収の徹底に取り組み。

お問い合わせは、
監査委員事務局(9階)

☎(20)1560、FAX(20)1607へ。

第68回茂原市花いっぱいコンクール参加者募集

市では、花と緑のあふれるまちづくりを目指し、花いっぱいコンクールを開催します。皆さんの花壇やお庭をコンクールに出してみませんか。参加費は無料です。お気軽にご参加ください！

◆参加資格 花を育てている①～③のいずれかに該当する方

①市内に居住している個人

②市内で事業を営んでいる企業(花の小売業、卸売業および造園業ならびにこれらに類する事業を営む企業を除く。)

③市内で活動している団体

◆審査日程 春(4月中旬)と秋(9月中旬)の年2回

※申込書の書類審査と2回の現地審査の結果により、部門ごと(一般家庭の部・団体の部)に成績優秀者の表彰を行います。

◆申込締切 3月22日(金)

お申し込み・お問い合わせは、環境保全課(6階)

☎(20)1504、FAX(20)1604へ。